

平成 26 年 3 月 4 日

## 消費税改正に伴うお知らせ

### お取引先様宛

452-941 愛知県清須市西市場 2 丁目 4 - 1  
株式会社中京遊技 経理課

### 消費税改正に関する件

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。この度、国による消費税改正に伴い、お取引に関する取り扱いを以下の通りにさせていただきますので宜しくお願い申し上げます。

- ◎ お取引の発注が平成 26 年 3 月 31 日以前に完了し、工事又は商品の受渡日が平成 26 年 3 月 31 日以前であれば、旧税率 5 % が適用となります。
- ◎ お取引による契約が平成 26 年 3 月 31 日以前でも工事又は商品の受渡日が 4 月 1 日以降であれば新税率 8 % の適用となります。
- ◎ お取引による工事又は商品の受渡日が平成 26 年 3 月 31 日以前であれば、それに伴うお取引の請求書の発行日に関わらず旧税率 5 % の適用となります。
- ◎ 弊社がお取引に際して平成 26 年 3 月 31 日以前に発行したお見積書に旧税率 5 % の記載が表記されていてもお取引日（工事又は商品の受渡日）が 4 月 1 日以降となった場合は新税率 8 % の適用となります。
- ◎ 平成 26 年 3 月 31 日までに弊社から出荷された商品に関しての取引先様へのご請求対応は、旧税率 5 % の適用とさせていただきます。従いましてお取引先様の仕入れ側対応は、弊社と併せて旧税率 5 % の適用で結構かと存じます。

以上の他何か不明な処などございましたらご連絡ください。  
宜しくお願い申し上げます。

\* 上記記載の受渡日は、工事又は商品の納入日又は引渡日とご理解をお願いします。